

貸金業法に基づく表示

当社は、金融商品取引業におけるファンド組成支援の一環として、貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸借の媒介に該当する業務を行うことがあるため、貸金業の登録を行っております。

貸金業者登録票	
商号	三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社
登録番号	東京都知事(1)第31961号
登録有効期間	令和5年9月25日～令和8年9月25日

貸付条件表			
貸付種類	金銭の貸借の媒介		
貸付利率	15% (媒介先により異なるため、その上限率)		
返済方式 返済期間 返済回数		返済の期間	返済の回数
	(返済の方式)	(最短)～(最長)	(最小)～(最多)
	一括返済方式	1か月～24か月	-
	元利均等返済方式 元金均等返済方式	1か月～240か月	2回～40回
媒介手数料計算方法 (媒介手数料割合)	媒介した金銭貸借の5% (媒介先により異なるため、その上限率)		

指定紛争解決機関	
名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
電話番号	03-5739-3861

※貸金業における金銭の貸借の媒介に関する苦情等につきましては、法務コンプライアンス部あてにお申し出いただくようお願い致します。

電話番号 : 03-6759-9334